

使用料・手数料等受益者負担適正化方針

平成 30 年 3 月 5 日 決定

令和 3 年 8 月 23 日 改定

令和 7 年 8 月 29 日 改定

1 はじめに

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 225 条及び第 227 条において、使用料は行政財産の目的外使用及び公の施設の使用への対価、手数料は特定の者に提供する役務に対しその費用を償うための対価として徴収する料金と規定されています。

本市における「使用料・手数料等の見直し」については、福生市行政改革大綱（第 7 次）後期推進計画（令和 7 年度～令和 11 年度）においても、受益者負担の適正化を図るため、本方針に基づき実施することとされています。

このことから、本市では公会計から得られる行政コスト情報をもとに本方針に基づき「使用料・手数料等の見直し」を行います。

また、使用料・手数料等の減額・免除は、法令等に規定されているもののほか、障害者等の社会参加の促進や市民団体の活動支援など、本市の政策的な理由により設定されています。

一方で、減額・免除により、受益者が施設の維持管理コスト等を応分に負担していない現状があります。

本方針では「使用料・手数料等の見直し」と「減免基準の見直し」を 2 本柱として位置づけ、減額・免除は「受益者負担の適正化」の特例であるという原則に立ち返り、本市を取り巻く状況の変化を踏まえながら、正当な理由がある場合に限り、減額・免除を適用することとします。また、本方針の下、減額・免除の基準についても継続的に見直しを行います。

2 受益者負担適正化の基本的な考え方

「使用料・手数料等の見直し」を実施する場合、また、使用料・手数料等を新たに設定する場合、受益者と受益者でない市民との負担の公平性と料金設定の合理性を図るために、原価を基とした料金計算を行います。

使用料・手数料等の見直しは、原則 4 年ごとに実施します。

原価を基とした料金計算を行った結果、現行の料金と比較して著しい増減がない場合には、料金を据え置くか、結果を踏まえた料金改定を行います。ただし、算出した料金が、現行の料金、本市若しくは近隣自治体の同種・類似の施

設に係る料金又は民間事業者が提供する同種・類似のサービスに係る料金と比較して著しく乖離があり、均衡を図る必要がある場合には、市民生活への影響を考慮し、適正な使用料となるよう調整できることとします。

また、使用料のうち、市外利用者（市内在住・在勤・在学以外の者）の料金の取扱いについては、市の施設は市民が優先してサービスの恩恵を受けるべきであることから、施設の性質に応じて、市内在住者等と異なる料金を設定できるものとします。

なお、新たな使用料・手数料等を設定する場合は、本方針に基づき料金を設定します。

（１）使用料

使用料の見直しを行う対象施設については次のとおりとします。

他の法令等に定めがあるもの又は準用しているもの等は、原価を基とした使用料の見直しではなく、法令等の改正に合わせて見直すこととします。

<使用料の見直しを行う対象施設>

No.	施設名	根拠条例	備考
1	福生市役所庁舎駐車場	福生市役所庁舎駐車場条例	原価計算を行う
2	福生市福東会館	福生市福東会館条例	原価計算を行う
3	福生市福祉センター	福生市福祉センター条例	原価計算を行う
4	福生市民会館	福生市民会館条例	原価計算を行う
5	福生市公民館	福生市公民館条例	原価計算を行う
6	わかぎり会館	福生市地域会館条例	原価計算を行う
7	わかたけ会館	福生市地域会館条例	原価計算を行う
8	扶桑会館	福生市地域会館条例	原価計算を行う
9	松林会館	福生市地域会館条例	原価計算を行う
10	白梅会館	福生市地域会館条例	原価計算を行う
11	かえで会館	福生市地域会館条例	原価計算を行う
12	田園会館	福生市地域会館条例	原価計算を行う
13	さくら会館	福生市地域会館条例	原価計算を行う
14	福生市プチギャラリー	福生市プチギャラリー条例	原価計算を行う
15	福庵	福生市茶室条例	原価計算を行う
16	福生駅西口自転車駐車場	福生市自転車等駐車場条例	原価計算を行う
17	福生駅東口地下自転車駐車場	福生市自転車等駐車場条例	原価計算を行う
18	牛浜駅東口自転車駐車場	福生市自転車等駐車場条例	原価計算を行う
19	牛浜駅西口自転車駐車場	福生市自転車等駐車場条例	原価計算を行う
20	拝島駅北口自転車駐車場	福生市自転車等駐車場条例	原価計算を行う

21	熊川駅東自転車駐車場	福生市自転車等駐車場条例	原価計算を行う
22	東福生駅西口自転車駐車場	福生市自転車等駐車場条例	原価計算を行う
23	東福生駅東口自転車駐車場	福生市自転車等駐車場条例	原価計算を行う
24	福生市営福生駅西口駐車場	福生市営駐車場条例	原価計算を行う
25	福生市立学校施設設備	福生市立学校施設設備使用条例	原価計算を行う
26	福生市営競技場	福生市体育施設条例	原価計算を行う
27	福生市営福東総合グラウンド	福生市体育施設条例	原価計算を行う
28	福生市営福生野球場	福生市体育施設条例	原価計算を行う
29	福生市営加美平野球場	福生市体育施設条例	原価計算を行う
30	福生市営武蔵野台テニスコート	福生市体育施設条例	原価計算を行う
31	福生市営南公園テニスコート	福生市体育施設条例	原価計算を行う
32	福生市営南公園グラウンド	福生市体育施設条例	原価計算を行う
33	福生市営多摩川中央公園グラウンド	福生市体育施設条例	原価計算を行う
34	福生市営プール	福生市体育施設条例	原価計算を行う
35	福生市中央体育館	福生市体育館条例	原価計算を行う
36	熊川地域体育館	福生市体育館条例	原価計算を行う
37	福生地域体育館	福生市体育館条例	原価計算を行う
38	市道	福生市道路占用料徴収条例	法令等に定め又は準用
39	第一市営住宅	福生市営住宅条例	法令等に定め又は準用
40	第二市営住宅	福生市営住宅条例	法令等に定め又は準用
41	第三市営住宅	福生市営住宅条例	法令等に定め又は準用
42	第四市営住宅	福生市営住宅条例	法令等に定め又は準用
43	第五市営住宅	福生市営住宅条例	法令等に定め又は準用
44	シルバーピア熊川	福生市営住宅条例	法令等に定め又は準用
45	シルバーピア福生	福生市営住宅条例	法令等に定め又は準用
46	シルバーピア熊川第二	福生市営住宅条例	法令等に定め又は準用
47	シルバーピア北田園	福生市営住宅条例	法令等に定め又は準用
48	第一市営住宅臨時駐車場	福生市営住宅条例	法令等に定め又は準用
49	第二市営住宅駐車場	福生市営住宅条例	法令等に定め又は準用
50	第四市営住宅駐車場	福生市営住宅条例	法令等に定め又は準用
51	福生市特定公共賃貸住宅	福生市特定公共賃貸住宅条例	法令等に定め又は準用
52	公共下水道	福生市下水道条例	法令等に定め又は準用

(2) 手数料

手数料の見直しを行うものについては次のとおりとします。

他の法令等に定めがあるもの又は準用しているもの等は、原価を基とした手数料の見直しではなく、法令等の改正に合わせて見直すこととします。

<見直しを行う手数料>

No.	手数料の名称	根拠条例	備考
1	印鑑証明	福生市手数料条例	原価計算を行う
2	身分に関する証明	福生市手数料条例	原価計算を行う
3	税務に関する証明	福生市手数料条例	原価計算を行う
4	土地又は家屋に関する証明	福生市手数料条例	原価計算を行う
5	死亡、死産及び埋火葬に関する証明	福生市手数料条例	原価計算を行う
6	住民票、戸籍の附票等の記載事項の証明	福生市手数料条例	原価計算を行う
7	住民票、戸籍の附票等の写しの交付	福生市手数料条例	原価計算を行う
8	住民票の閲覧	福生市手数料条例	原価計算を行う
9	公簿、公文書の謄抄本の交付	福生市手数料条例	原価計算を行う
10	公簿の閲覧	福生市手数料条例	原価計算を行う
11	公図の閲覧	福生市手数料条例	原価計算を行う
12	道路台帳平面図、土地境界図、公共 下水道台帳施設平面図その他これ らに係る関係図面の写しの交付	福生市手数料条例	原価計算を行う
13	住宅用家屋証明申請手数料	福生市手数料条例	原価計算を行う
14	印鑑登録証の交付	福生市手数料条例	原価計算を行う
15	その他の証明	福生市手数料条例	原価計算を行う
16	廃棄物処理手数料	福生市廃棄物の処理及び再 利用の促進に関する条例	原価計算を行う
17	一般廃棄物処理業許可申請手数料	福生市廃棄物の処理及び再 利用の促進に関する条例	原価計算を行う
18	浄化槽清掃業許可申請手数料	福生市廃棄物の処理及び再 利用の促進に関する条例	原価計算を行う
19	戸籍関係手数料	福生市手数料条例	法令等に定め又は準用
20	自動車臨時運行許可申請手数料	福生市手数料条例	法令等に定め又は準用
21	工場認可申請手数料	福生市手数料条例	法令等に定め又は準用
22	屋外広告物の表示及び掲出許可申 請手数料	福生市手数料条例	法令等に定め又は準用
23	優良宅地造成認定申請手数料	福生市手数料条例	法令等に定め又は準用
24	優良住宅新築認定申請手数料	福生市手数料条例	法令等に定め又は準用
25	良質住宅新築認定申請手数料	福生市手数料条例	法令等に定め又は準用
26	狂犬病予防関係畜犬手数料	福生市手数料条例	法令等に定め又は準用

3 原価計算の方法

(1) 使用料原価の基本的な算出方法は、次のとおりです。

ア 単位コストを算出します。

$$\begin{aligned} & \text{時間} \cdot \text{m}^2 \text{ 当たりのコスト (円} / \text{1 時間} \cdot \text{1 m}^2\text{)} \\ & = \text{施設全体維持管理費用} / (\text{年間使用可能時間} \times \text{施設全体面積}) \end{aligned}$$

(ア) 施設全体維持管理費用は、物件費や維持補修費のほかに、人件費や減価償却費などを含みます。

人件費	施設の維持管理に係る人件費
物件費	消耗品、印刷代、光熱水費、清掃委託料、保守委託料など消費的な経費
維持補修費	施設の効用を維持するための経費
減価償却費	施設や重要備品（取得価格 50 万円以上）の減価償却費の当該年度分
各引当金繰入金	退職手当引当金繰入金など
その他	公債費（利子分のみ）など

(イ) 年間使用可能時間は、使用者別に定めた施設毎の貸出可能時間の合計時間です。

(ウ) 施設全体面積は、事務室や共有部分を含めた施設全体の面積です。

イ 原価使用料を算出します。

$$\text{原価使用料 (円)} = \text{時間} \cdot \text{m}^2 \text{ 当たりのコスト} \times \text{貸出時間} \times \text{貸出面積}$$

ウ 基準使用料を算出します。

$$\text{基準使用料 (円)} = \text{原価使用料} \times \text{使用者負担割合} \times \text{補正係数}$$

(ア) 使用者負担割合は、「必需性」と「市場性」の2つの基準を用いて分類、整理を行います。

(イ) 補正係数は、稼働率、時間帯別、曜日別、同一施設内の施設の整備状況別、政策的な理由など、必要に応じて補正を行うための係数です。

なお、基本的な算出方法によらない場合は、別途計算して基準使用料を算出します。

(例) 市営プール使用料（個人）、トレーニング室（体育館）など

(2) 手数料原価(＝基準手数料)の算出方法は、原則として次のとおりです。

基準手数料(円/件)＝事務全体維持管理費用/年間件数

ア 事務全体維持管理費用には、物件費のほかに、人件費や減価償却費などを含みます。

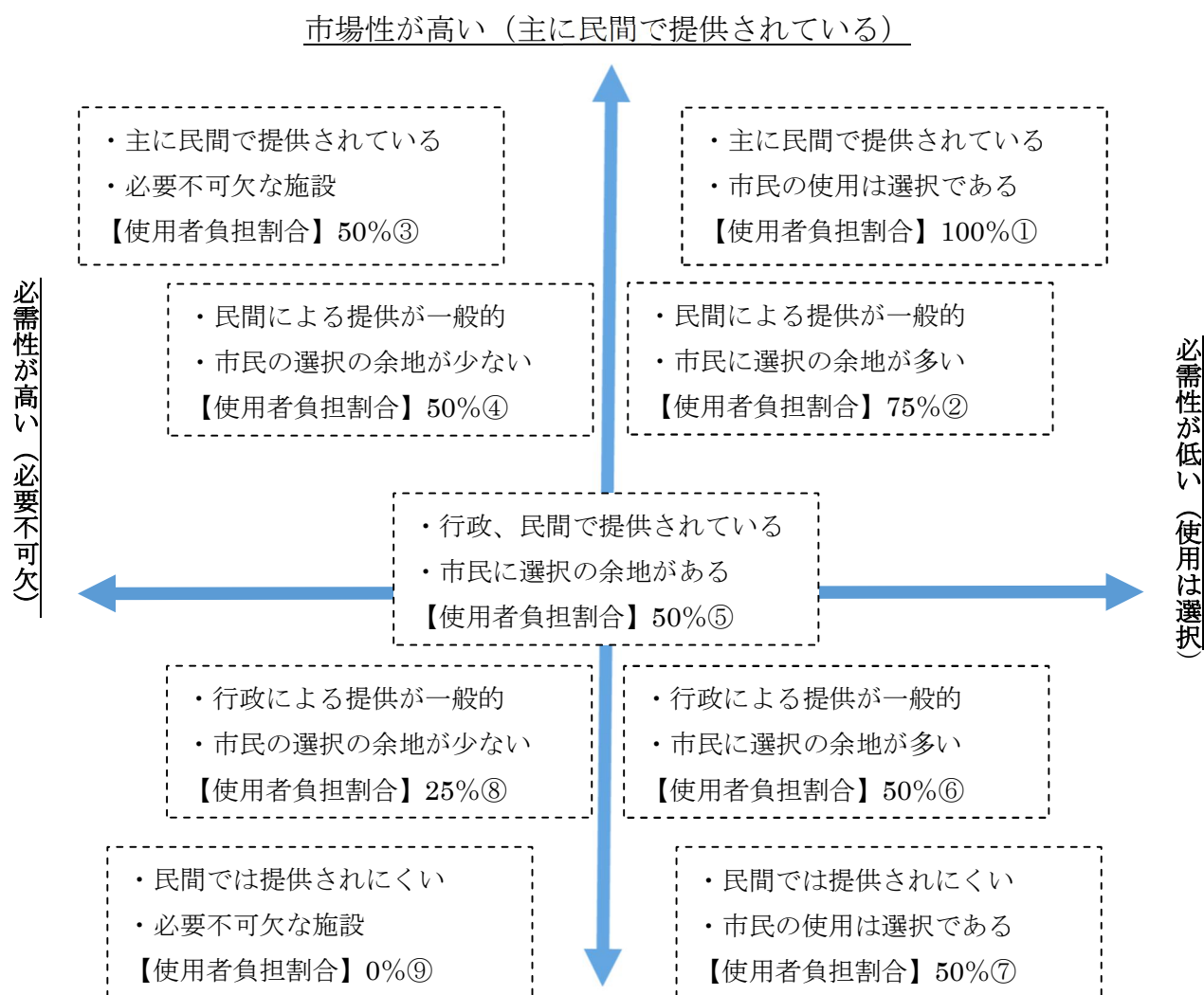
人件費	当該行政サービスに係る人件費
物件費	消耗品、印刷代、光熱水費、清掃委託料、保守委託料など消費的な経費
維持補修費	当該行政サービスに係る施設の効用を維持するための経費
減価償却費	施設や重要備品(取得価格 50 万円以上)の減価償却費の当該年度分
各引当金繰入金	退職手当引当金繰入金など
その他	公債費(利子分のみ)など

イ 年間使用件数は近年の実績や今後の見通しを勘案し、適切に設定します。

基準使用料の算出過程における使用者負担割合は、「必需性」と「市場性」の2つの基準を用いて次のように分類、整理を行います。

なお、基準手数料については、原則として使用者が全額を負担します。

【使用者負担割合】



市民にとって必要不可欠な施設であるか、又はそうではなく市民の使用は選択であるか、主に民間で提供されているか、又は民間では提供されていないか、という「必需性」と「市場性」の2つの視点から、9つのグループに分け、使用者負担割合を0%、25%、50%、75%、100%の5段階としました。

4 減額・免除の考え方

減額・免除は「受益者負担の原則」の例外です。

使用料については障害者等の社会参加の促進や市民団体の活動支援の観点から、手数料については応能負担の原則により生活保護等の場合に限り、減額・免除を実施してきました。

使用料・手数料等については、減額・免除実施に係る負担は他の市民も納めている市税等によって補うこととなります。

このことから、減額・免除は正当な理由がある場合に限り適用することが必要であり、本方針において減免基準の統一化を図り、資格のある使用者の使用目的に対して適用することとします。

また、免除を受ける団体には予約を直前にキャンセルしても使用料の返還がないため、施設使用の実態が特定の団体に偏るおそれがあり、また、減額についても受益者負担の原則の例外であることから、減額・免除については、「使用料・手数料等に関する減額・免除基準の統一について」2（5）イに規定する登録制度等の規程において、団体相互の施設使用を円滑にする目的で、回数制限を設けることができることとします。

減額・免除の対象となる使用者であることの資格の確認に当たっては、身分証明書、各障害者手帳、団体名簿等を必ず確認することとします。また同時に、使用目的についても申請書等で確認するとともに、必要に応じて使用者から聞き取るなどして実態の把握に努めます。

減免基準の統一は、このことを踏まえて別途作成します。